

## 令和7年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年9月25日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)  
議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(20名)

1番 魚野ルミ君	2番 佐藤憲昭君
3番 野村美佐子君	4番 富樫光七君
5番 上村正朗君	6番 菅井晋一君
7番 富樫雅男君	8番 小杉武仁君
9番 河村幸雄君	10番 渡辺昌君
11番 尾形修平君	12番 鈴木一之君
13番 鈴木いせ子君	14番 川村敏晴君
15番 姫路敏君	16番 長谷川孝君
17番 山田勉君	18番 三田敏秋君
19番 高田晃君	20番 大滝国吉君
- 5 欠席委員(なし)
- 6 説明のため出席した者(なし)
- 7 議会事務局職員

局 長 次 長 書 記	内 山 治 夫 鈴 木 渉 河 内 真 人
-------------------	-----------------------------

(午前10時00分)  
委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)及び議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告の後、質疑を行う。

**日程第1** 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)を議題とし、議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)について、総務文教分科会長高田晃君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長鈴木一之君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長河村幸雄君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会  
(報告)

高田総務文教分科会長 ただいま上程されております議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲について、去る9月11日及び12日の両日、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、副市長をはじめ理事者出席の下、総務文教分科会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。1日目である9月11日は、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、選挙監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所及び消防本部所管分について、議第89号のうち総務文教分科会所管分について、担当課長から説明を受けた後、質疑を行いました。初めに歳入全款について一括質疑を求めたところ、第19款 繰入金について、委員より、当初予

算で財政調整基金を9億取り崩して予算を組んだ。何が足りなくて9億円の財政調整基金を取り崩す予算となったのか、との質疑に、本来であれば財政調整基金を繰入れしないで予算が組めればよかったが、特に特別交付税は金額の見込みが立てにくく予算で計上できないため、その不足分を基金で当てて予算を計上している。今回の財政調整基金繰入金4億8000万減額については、今後の人件費や除雪の経費、補正の見込みを考慮しても戻せるということで取り崩さず、今回減額の計上をした、との答弁。委員より、森林環境税整備基金の繰入れについて、橋を作るのも重要かもしれないが、その測量設計に充当では、森林環境税の本来の目的とは違うと思うが、との質疑に、大代地区に木橋を掛けた先に相当の人工林があり、そこから材を搬出する計画があるため、森林環境税を充当した。森林環境税を間伐等で守るということで、充当の仕方としては問題ない、との答弁。第22款 市債について、委員より、荒川総合体育館の工事費について、財源の見通しは。との質疑に、荒川総合体育館については、過疎債の充当を予定しているが、今後大きな事業が予定されている中、事業の分散と償還時の平準化が図られるように調整していかなければならない、との答弁。次に歳出について、第2款 総務費は、質疑なく、第9款 消防費、第12款 公債費についてはさしたる質疑なく、第14款 予備費、第4条「第4表 地方債補正」については、質疑はありませんでした。次に、2日目となる9月12日は、学校教育課及び生涯学習課所管分について、担当課長から説明を受けた後、質疑を行いました。歳出について質疑を求めたところ、第10款 教育費について、委員より、小中学校の修繕料について、学校の先生方に聞くと、教育委員会に要望を上げて、なかなか対応してくれないという話を聞くが、現場で早急に必要なものは積極的に取り入れてほしい。との質疑に、学校単位で配当し、学校オリジナルでやっている。2万を超えるものは学校教育課で発注している。予算の限りがあるので優先順位をつけて修繕している、との答弁。委員より、無形民俗文化財調査、村上祭の屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録に合わせたシンポジウムということだが、内容は、との質疑に、まずは発表のタイミングで慶祝事業をしたい。駅前のタペストリー、横断幕、駅前の広告塔などに掲出することでお祝いムードを盛り上げようと考えている。あとは、シンポジウム、講演会を計画している、との答弁。委員より、体育館施設経費だが、平成27年度の総合体育館の耐震診断業務委託、入札結果を見ても価格的に大きな開きがある。最低の人が505万、1番高い人が980万。約倍近い価格の開きがある。予定価格はどうやって決定したか、との質疑に、予定価格の設定については、新潟県土木工事等基礎単価表及び新潟県建築設計協同組合で出している既存建築物の耐震診断補強設計の業務、報酬算定の手引きにある算定方法により積算で出したもの、との答弁。委員より、今回は荒川総合体育館5,880平米で、日本耐震診断協会というところが発表している基本単価を参考にした場合、市が設定した単価は適切であると思う。ただその前段として今回市が指名した県内8者は、どのような理由で指名したのか、との質疑に、財政課にも確認したが、指名業者の選定基準の明確なものはないとのこと。比較的規模の大きな施設については、やはり市内の業者では対応が難しいということから、事務所が新潟市、下越エリアに所在している市外の設計業者のうち学校施設等の比較的規模の大きい施設において、実績のある業者を指名している、との答弁。委員より、今回、予算が約倍近くなる、当初から荒川総合体育館の改築に関しては、予定4億7,000万でやろうとしていたのか、との質疑に、当初、耐震改修、大規模改修をするにあたっては、まずは耐震を第一に、安全でお使いいただけるということで、耐震をメインに考えた。築50年以上経っているということで、機能的に落ちている部分があるが、安全面のところを最重要視して設計をした。ただ、工事を進める間に不測の事態というか思わぬ追加工事が発生したことによって、補正予算の対応をお願いした、との答弁。委員より、今回の場合4億7千万のもの事業費が倍になるのは異常。最終的に財源はどうなるか、との質疑に、耐震診断は国の補助金等を充てている。そのほかは過疎債を充当する、との答弁。第2表 継続費補

正、第3表 債務負担行為補正については質疑ありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

#### 総務文教分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 市民厚生分科会

(報 告)

鈴木市民厚生分科会長 ただ今上程されております、議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち、市民厚生分科会所管分については、去る9月16日、17日の両日、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、議長、正副委員長、副市長、及び理事者出席の下、市民厚生分科会を開催いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。初めに、歳入について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。次に、歳出について、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。第2款 総務費、空家等不全対策費について、委員より、特定空家に認定された件数はどのくらいあるのかとの質疑に、今現在残っているものは、2件3棟との答弁。特定空家については調査して、特定空家に認定されると思うが、相当状況の悪いものでないか該当にならないようだ。自分の居住区域にも、半分倒壊したようなひどい状態の空き家があるが、調査によっては特定空家に該当するという理解でいいかとの質疑に、調査によっては特定空家になりうるとの答弁でした。次に、第3款 民生費、学童保育経費について、委員より、オンライン体験活動業務委託料と機械器具購入費について、事業の目的はどの質疑に、この事業は新潟県の放課後児童クラブ等の支援事業への交付金で、インターネット等を利用してリモートで体験活動を行うことによって、子供たちに満足してすごしてもらおうよう学童保育所での生活を充実させる目的で選定したとの答弁でした。次に、老人介護施設経費、工事請負費について、委員より、上海府デイサービスセンターに何年か前に特殊浴槽を設置したが、利用者数はどのくらいかと質疑に、定員数は18名で、その利用者数は7割程度で10人から15人程であるとの答弁でした。第4款 衛生費、第3条 債務負担行為補正については質疑はありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、賛否の発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち市民厚生分科会所管分は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定いたしました。以上で報告を終わります。

#### 市民厚生分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 経済建設分科会

(報 告)

河村経済建設分科会長 ただいま上程されております。議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち、経済建設分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と結果について、御報告いたします。去る9月18日、19日の両日、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、分科会委員全員、副議長、副委員長、副市長はじめ理事者出席の下、経済建設分科会を開会いたしました。初めに、歳入について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました

が、質疑はありませんでした。次に、歳出について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました。初めに第6款 農林水産業費については、質疑なく、次に第7款 商工費については、さしたる質疑なく次に第8款 土木費について、委員より、日下地内の道路のつけかえは、太平電業に売却した土地に向けて市道をつける工事か、との質疑に、市から太平電業に売却した土地を通して付近の山林に出入りしていた山林所有者がその土地を通れなくなるため、野球場側のほうから簡易な道路を整備するものであるとの答弁。最後に第11款 災害復旧費については、質疑ありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

#### 経済建設分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第2

議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長高田晃君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長鈴木一之君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長河村幸雄君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

#### 総務文教分科会

(報 告)

高田総務文教分科会長 ただいま上程されております議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務文教分科会の所管する審査範囲について、その審査の概要と結果について報告いたします。先ほど報告した議第89号に引き続き、議第95号を議題とし、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。初めに1日目、歳入について、第2款から第14款まではさしたる質疑なく、第15款 国庫支出金について、委員より、37名の災害派遣があったが、消防で人材派遣をしたときに、消防本部としてのシフトに影響はないか、との質疑に、消防本部では、前もって派遣できる隊数、人数を報告して、出せる人数を出している。また、緊急消防援助隊については、登録している車両内で、地域を守る体制を勘案して出せる隊を決める、との答弁。第16款 県支出金について、委員より、能登半島地震に関連して、支援物資198万円は村上市から提供した物資の全額か、との質疑に、全てではなくて、災害救助法に基づいて救助される避難所の運営費や飲料水の供給のために必要な物資のみ対象となっている。主食用パック御飯とか輸送費で費用はかかっているが、基本的には当市で備蓄しているものを供給したため、金額的には見えてこない、との答弁。第17款 財産収入について、委員より、基

金の利子収入について、以前、一時借入れして債権運用したほうが利子収入があるという提案をしたが、その後研究したか、との質疑に、年度末に財政課と協議して検討した。ただ、銀行の利息が2%程度ということで結構な額になるので、それも勘案して一時借入れを見送った、との答弁。第18款 寄附金、第19款 繰入金、第20款 繰越金については質疑なく、第21款 諸収入について、委員より、ホームページのバナー広告が減った要因は、との質疑に、ホームページ、市報で掲載しているが、分析はしていない、との答弁。委員より、県営発電所所在市町村地域振興助成金が前年と同額だったが、発電量によってスライドされないのか、との質疑に、発電量によって変わるものではなく、特に交付基準が示されていないが、県の予算内で交付される。なお、電源立地地域対策交付金については発電量によって交付金額が変わっている、との答弁。第22款 市債、第23款 自動車取得税交付金については、質疑はありませんでした。次に歳出、第1款 議会費についてはさしたる質疑なく、第2款 総務費について、委員より、A I職員面接業務委託料についての内容は、との質疑に、職員採用試験の際、1次試験合格者に、1人当たり1時間から1時間半でA Iによるweb面接を実施している。結果分析を委託し、その内容についてはその後の個別面接の参考資料として活用している。委員より、公共交通について、路線バスが公共交通に切り替わった効果は、との質疑に、令和4年度をゼロとして地域交通の再編を2年にわたって行っているが、今回の比較では1,178万6,000円増になっているが、再編を行わなかった場合は、6,000万円ほど上昇が見込まれるため、4,700万ほど圧縮効果があったと推測している、との答弁。委員より、山北地域交通運営協議会のライドシェア等の実績は、との質疑に、令和5年10月から半年間で月平均が90.8人だったが、令和6年10月から7年3月までは月平均249.8人とかなり多く、令和7年6月で68人が実人数となる。また、令和5年10月からの令和6年9月までの1年間で延べ2,480名の利用があった、との答弁。第9款 消防費について、委員より、令和7年度主要事業として、防災士の育成を挙げているが、令和6年度新たに何人の防災士が養成されたのか。また、その中の女性防災士はどれくらいいるのか、との質疑に、令和6年度の実績としては25人を養成し、そのうち女性は5人である、との答弁。第11款 災害復旧費、第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書については質疑はありませんでした。次に、2日目となる9月12日は、学校教育課及び生涯学習課所管分について、担当課長から説明を受けた後、質疑を行いました。初めに歳入について、第13款 分担金及び負担金について、委員より、インターネットが普及しているときに、図書館車で本を現地へ持って行くだけのニーズがあるのか、との質疑に、今現在、村上市と関川村あわせて55か所回っている。その中で利用者の約70%が60歳以上ということで高齢者が多い。また図書館車は、各小学校にも回って小学生の読書のきっかけづくりにも役立っている、との答弁。第14款 使用料及び手数料、第15款 国庫支出金については質疑なく、第16款 県支出金について、委員より、地域クラブ活動体制整備委託金、この内訳と成果は、との質疑に、部活動の地域展開にかかる事業で、NPO法人希楽々に契約して支払っているもの。これまで取り組んできた部活動を地域クラブ活動に移行していくためのもので、令和6年度末で地域クラブ化に移行したのが21クラブになっている。そのほかにスポーツ振興車の活動に対する補助、パラスポーツの推進、そういった研修に対する補助なども合わせての事業になる、との答弁。第17款 財産収入については質疑なく、第18款 寄附金について、委員より、企業版ふるさと納税、昨年1,800万だったものが900万に減った原因は、との質疑に、令和5年度は、1,850万円のうち1,500万円が大口の企業からの寄附となっている。令和6年度については、8社からで960万円となっているので、昨年度減った理由に関しては大口の寄附が影響している、との答弁。第21款 諸収入について、委員より、奨学金について、新規の貸与が増加した理由は、との質疑に、令和6年度の採用審査の際に、所得制限の撤廃をした。令和5年は新規

借り入れが11人だったものが、令和6年は19人になっている、との答弁。委員より、弁償金36万円について、弁償の内容は、との質疑に、タブレットの分が7台で、29万9,222円、それ以外は学校施設の破損。タブレットについては、故意で壊したケースと、使い方が悪いケースが複数回重なった2回目以降のケースでは弁償していただくことで、保護者から同意書を頂いた上で対応している。7台のうち小学生が2名、中学生が5名となっている、との答弁。次に、歳出について質疑を求めたところ、第10款 教育費について、委員より、スクールサポートスタッフ増員による教職員の負担軽減の状況は、との質疑に、スクールサポートスタッフは以前から2名ずつ入っていたが、学校現場から要望あり、県も補助を付けたので全校に配置することができた。学校現場からは非常に助かっているという声を聞いている、との答弁。委員より、地域スポーツクラブ活動体制整備委託によって、村上市は先進的な部活動の地域移行が進められているが、生活困窮者への支援体制を県あるいは市町村がバックアップしていくためには、例えばこの家庭が生活に困窮しているのかどうか、援助を求めるための申請のようなものがあるのか、との質疑に、この件に関しては、以前から就学援助費の項目の中に、中学生のクラブ活動費を設けることを研究していたが、スポーツの種類によって必要な経費に差があることから保留してきた。就学援助の項目の中にクラブ活動費を位置づけていけるかどうか、早急に検討しなければならないと思っている。との答弁。委員より、北前船日本遺産推進協議会負担金160万だが、払っただけの対価があるのか、との質疑に、北前船は他の日本遺産に比べてSNS等、ホームページももちろんだが、PRも素晴らしいと思うし、日本遺産の中では北前船が一番多く、十分対価があると思う、との答弁。委員より、伝建地区資料作成業務にて作成された報告書が令和7年度に刊行とのことだが、伝建が叫ばれてから久しくたっている。今後のスケジュールは、との質疑に、令和3年から制度に向けて皆様に説明した。その後文化庁と協議を重ねて、既存資料を再編成し、地割の調査も行った。今回は町屋調査が足りないということで、昨年やって今年度報告書を刊行した。今後のスケジュールについては、地域の方の御理解がないとできないということなので、対象の区域の地区の方と意見交換を行い、それが順調に進めば、その後は制度導入に向けて進められる、との答弁。第11款 災害復旧費については質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第95号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

総務文教分科会

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

市民厚生分科会

(報 告)

鈴木市民厚生分科会会長 ただ今上程されております、議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分については、去る9月16日、17日の 両日、令和7年度村上市一般会計補正予算(第7号)に引き続き審査を行いました。その概要と結果について報告します。初めに、歳入について担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。第1款 市税について、委員より、固定資産税の収入未済が市民税に比べて多くなっている理由については分析しているか、との質疑に、所有者、納税義務者の死亡により相続放棄や相続人不明のケースが増えているため収入未済が増えているとの答弁でした。委員より、不納欠損の件数の内訳は、との質疑に、市民税が個人法人合わせて82件、固定資産税については142件、軽自動車税は50件との答弁。第12款 交通安全対策特別交付金、第13款 分担金及び負担金、第14款 使用料及び手数料については質疑

なく、第 15 款 国庫支出金について、委員より、児童福祉費負担金の収入未済額の内訳は、との質疑に、保育園利用者負担金、滞納繰越分の未済額が 337 万 3,190 円、学童保育所の滞納繰越未済額が 38 万 7,400 円、との答弁。委員より、滞納整理はどのような形で行っているか、との質疑に、学童保育所は学童保育所の担当職員が、保育園は保育園の担当職員が督促催告という事務手続きを経たうえで、おおむね 2 か月経過した頃、電話で直接連絡を取って納入を促しているとの答弁でした。次に第 16 款 県支出金、藪刈り払い等地域環境整備支援金について、委員より、藪刈り払いの場所はどこか、との質疑に、クマが隠れる場所を少なくするため、昨年は門前川と上海府地区の早川等の藪刈り払いを行っており、県から補助金が交付される、との答弁。委員より、他の場所は選定されないのか、との質疑に、その時その時に応じて、現場に即した所を刈り払いするが、今年度は環境課から農林水産課に所管が変わったため、総合的に勘案して藪刈り払いを実施すると聞いている、との答弁でした。第 19 款 繰入金については質疑なく、第 21 款 諸収入、民生雑入について、委員より、工作物等損失補償金の内容については、との質疑に、1 級春木山大沢川の災害復旧等関連緊急工事に伴い、下鍛冶屋児童遊園地の現状変更が必要となり、トイレ等建物、プールを撤去した補償金、との答弁でした。次に、歳出について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。第 2 款 総務費、地域活性化推進費について、委員より、地域おこし協力隊サポート業務委託料の業務内容は、との質疑に、今現在、地域おこし協力隊員を募集してもなかなか応募がないため、募集業務を NPO 法人に委託しているもの、との答弁。委員より、戸籍住民基本台帳経費について、住民票のコンビニ交付件数は、との質疑に、令和 6 年度の実績で、住民票の写しについては 4,772 件、印鑑登録証明は 3,693 件、戸籍証明については 1,246 件、戸籍の附表は 150 件、との答弁。窓口交付とコンビニ交付の利用率については、との質疑に、コンビニ交付の利用率については、住民票は 40.08%、戸籍の附表は 21.61%、印鑑証明は 40.25%、戸籍については 24.58%との答弁。コンビニ交付の導入により、窓口業務の負担は軽減されたか、との質疑に、証明書の交付については、コンビニ利用の方が増えているが、実際窓口に来られる方は戸籍の届け出やマイナンバーの手続等があるので、証明書交付に関しては減った印象があるが、窓口業務はまだ様々な手続があるので軽減された感触はない、との答弁でした。委員より、交通安全対策費の高齢者運転免許証自主返納奨励金について、返納した方の数は、という質疑に、令和 6 年度は 328 人の方が自主返納しており、村上地区は 163 名、荒川・神林地区はそれぞれ 45 名、朝日地区が 43 名、山北地区が 32 名、との答弁でした。次に、第 3 款 民生費、社会福祉協議会助成費について、委員より、特に運営費事業運営についての問題点はなかったか、との質疑に、社会福祉協議会自体が会費納入費が非常に下がってきていることが問題点となっており、決して楽な運営ではない、との答弁でした。次に、老人福祉施設費の老人ホーム運営経費について委員より、やまゆり荘の経過年数と入所者は、との質疑に、建設年が昭和 60 年で経過年数は 40 年、入所者数は 23 名、との答弁。委員より、2 年前に運営を民間に任せる話があったが、考え方は変わっていないか、との質疑に、施設、設備も 40 年経過し老朽化が進んでおり、新たに建て直すのは困難だろうということで、民間の事業者を受けてもらえるか検討しているところであり、現在の指定管理が令和 9 年度末までのため、そこを 1 つの目途として考えている、との答弁でした。次に、第 4 款 衛生費、診療所費、急患診療所経費について、委員より、急患診療所の利用状況についての質疑に、令和 6 年度は日曜祝日 70 回診療を行い、患者数は 1,379 人、1 日平均 19.7 人で、令和 5 年度が 18.5 人のためほぼ横ばいであったという答弁でした。委員より、村上病院と急患診療所の役割分担については、との質疑に、急患診療所は小児科と内科で標榜しており、小児科と内科に関わる疾患、主に発熱や体調不良によるものだが、検査機器がないため症状によっては村上病院に行ってもらおうケースもある、との答弁。なかなか急患診療所に行っても、検査機器もなく、治療が完結できないので結局翌日にまた改めて病院に行か

なくてはということもあり、そういったことが課題ではないか、との質疑に、電話で相談するケースもあり、医師や看護師より専門的な助言が与えられる場合もあるので、安心できる材料になっていると思っている、との答弁でした。次に、臨床研修医確保支援事業補助金について、委員より、支援の内容については、との質疑に、事業内容は、物産支援として、鮭やお米等村上市の特産品を臨床研修医に選んでもらい、病院が購入し、市で補助をする。また生活支援として、住宅の借り上げ料や車のレンタル代、村上に赴任する際の赴任旅費に対する補助金という答弁でした。第11巻 災害復旧費については質疑はありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、長谷川 孝委員より、空家対策について、空家をそのままにしておく、更地にすると地域の活力が失われるのではないかと非常に危惧される。自治会やまちづくり協議会を通して、1軒でも2軒でも有効活用をされるような仕組みづくりを求めるべきなのではないかという意見がありました。それに対し、上村正朗委員、鈴木一之委員長からも賛同する旨の発言がありました。以上で審査を終結し、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第95号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定いたしました。以上で報告を終わります。

市民厚生分科会  
(質疑)

経済建設分科会  
(報告)

河村経済建設分科会長 ただいま上程されております、議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済建設分科会の所管する審査範囲について先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。初めに、歳入について担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。第13款 分担金及び負担金については質疑なく、第14款 使用料及び手数料については、委員より市営住宅における滞納額と滞納者数の説明があったが、前年度決算書と比較しても収入済額が少なくなっており、このままだと滞納額が年々増加するのではないかと、またその対応策についてもしっかりとされているとは言えないと考えるが、との質疑に、分納誓約による徴収や保証人への請求等の対応策もしっかりと整理して対応していきたい、との答弁。第15款 国庫支出金については質疑なく、第16款 県支出金については、さしたる質疑なく、第17款 財産収入については、さしたる質疑なく、第18款 寄附金について、委員より、ふるさと納税が令和6年度決算で約2億円の増になっているが、今年度の状況は、との質疑に、昨年度は全国的にも米の需要が非常に伸びたことが要因と考えており、今年度も年度当初は引き続き米の需要が大きく金額的に伸びていたが、その後米の供給について政府の介入もあり、市場価格の安定化とともにふるさと納税の寄付額も少しずつ落ちてきている、との答弁。ほかにさしたる質疑なく、第19款 繰入金については質疑なく、第21款 諸収入については、さしたる質疑なく、次に歳出について担当課長より説明を受けた後に質疑に入りました。第4款 衛生費、第5款 労働費については質疑なく、第6款 農林水産業費について、委員より、市街地等にクマ等が出没し人的被害が想定され、猟友会が出動した際に支払われる鳥獣被害対策実施隊員報酬が計上されているが、猟友会も消防団と同じように月額報酬のような形はできないか、との質疑に、パトロール等の日々の出動については有害鳥獣駆除委託料として猟友会と契約して支払っているのが、猟友会の中で対応していただく部分と考えている。また、入札登録をしている事業者で猟友会員を雇用していて有事の際に、勤務時間内でも出動に御協力いただだける事業者に対しての加点について、来年度から消防団員に対する加点と同様の対応ができるよう調整している、との答弁。委員より、農

地の貸借について、昨年来の米価の高騰も踏まえて耕作者は増加しているか、との質疑に、基本的に耕作者は減少傾向である、との答弁。委員より、村上牛への支援について、やめていかれる畜産農家の畜舎を利用して前向きに取り組んでいる農家もいると聞くが、その賃借料を支援する等の支援策の考えはないか、との質疑に、第三者継承という形で現在経営されている畜産農家の下で働きながら、肥育方法や経営方針等を学びながら将来的には肥育している牛も含めて事業を継承いただけるような仕組みも含めて検討していきたい、との答弁。委員より、昨今、大雨が多発していることも影響し三面川の流木が非常に多く、船を航行する際に船のスクリュー等を破損する事例が多く、その対応はできないのか、との質疑に、状況を確認させてもらい、どういった対応が可能なのか検討したい、との答弁。ほかにさしたる質疑なく、第7款 商工費について、委員より、未来に向けた住まいづくり推進事業について、住宅リフォーム事業は経済波及効果が非常に大きく、大きなリフォームをされる方に魅力が出るように考えていけないか、との質疑に、実際に制度を利用された方や事業者を実施したアンケートでは、国のほうのリフォーム事業等との使い分けやリフォーム事業で申請される金額が小規模になってきている旨の回答があり、市としても本事業が有効に利用していただけのように進めていきたい、との答弁。委員より、プレミアム商品券について、令和7年度はデジタルベースの電子マネーの形で発行するとのことだが紙ベースと異なり、1世帯あたり何セットという購入制限が難しい、また低所得者層の方への生活支援の効果は低いと考えるが、との質疑に、本事業は地域経済において高い効果を発揮していると認識しており、今年度のデジタルベースは初めての取組だが、実証実験の意味合いからも市民の方がどのようにみられるのか、また事業者の方にはどのように活用されるのかを見ながら今後の事業計画に生かしていきたい、との答弁。委員より、居操網漁について、川漁師が減っている現状も踏まえて将来的な人材育成に関して、当時者や関係者との協議は行っているのか、との質疑に、人員を募集してもなかなかおいでいただけない現実があるが、居操網漁は村上市にとって大事な観光資源であり、謝礼金額の見直し等も含めて検討していきたい、との答弁。委員より、インバウンド政策について、村上市においてもコロナ前から取り組んでいるが成果をあまり感じられないと考えるが、今回の決算を見て満足できる効果はあったか、との質疑に、単年で効果を見出すことは難しいと考えるが複数年かけて、かつ山形県や関川村とも協力しながらエリアでの誘客に向けて取り組んでいきたい、との答弁。第8款 土木費について、委員より、駅前周辺まちづくり事業について、村上病院跡地にばかり多額の事業費が使われており、駅西側や瀬波温泉トンネル先線等の話が全く出てこない。10年以上前の市長答弁で村上総合病院の開院に合わせて取り組んでいくとのことだったが全く進んでいないがどうなっているのか、との質疑に、本定例会の一般質問において、市長自ら松山バイパスの開通を優先しながら瀬波温泉トンネル先線についても、県に対して引き続き強く要望していく旨の答弁をしており、その市としての方針に基づき事業を進めていきたい、との答弁。ほかにさしたる質疑なく第11款 災害復旧費については、質疑ありませんでした。以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第95号のうち経済建設分科会所管分については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定しました。以上で報告を終わります。

経済建設分科会

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第95号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君）閉会を宣する。

(午前11時35分)